

矢上高校と地域の未来をつくる会（コンソーシアム）規約

（名称）

第1条 本会の名称は「矢上高校と地域の未来をつくる会（コンソーシアム）」とする。

（目的）

第2条 本会は、矢上高校が基本理念とする地域社会の未来を共に生き抜く、たくましい人間づくりを目的とし、次のことを目指す。

- （1）矢上高校の永久存続に向けた積極的な生徒募集
- （2）地域・保護者との協働、邑南町の特色や施策との連携を意識しながらの教育内容の魅力化・特色化
- （3）生徒に確かな知識・技能を身に付けさせ、地域課題に主体的に向き合う態度を身につけさせること
- （4）行政・企業・地域住民と連携のもとで、生徒・教職員が力を発揮できる教育環境を整備すること

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）矢上高校の諸活動の支援に関する事
- （2）矢上高校の学校運営に係る協議に関する事
- （3）矢上高校と関係機関との事業の支援に関する事
- （4）矢上高校と外部との連携及び調整に関する事
- （5）矢上高校の情報発信の支援に関する事
- （6）家庭教育の支援に関する事
- （7）その他本会独自の活動に関する事

（組織）

第4条 本会は矢上高校と別表Ⅰに掲げる団体（以下「構成団体」という。）により組織する。

- 2 本会には、矢上高校将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）の承認と進捗管理、学校運営の基本方針を審議する役員会を置く。
- 3 本会には、事業を行う部会を置く。
- 4 本会には、連絡調整を行う事務局を置く。
- 5 本会には、事業等に助言・指導する顧問を置くことができる。
- 6 本会には、事業等に提言するアドバイザーを置くことができる。
- 7 本会には、会計を監査する監事を置く。

（役員）

第5条 役員会の役員は構成団体が代表者1名を推挙し、会長が委嘱する。

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 役員会に次の役員を置く。
 - （1）会長 1名 本会を代表し、会務をつかさどり、会議の議長となる。

- (2) 副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事 会務の企画及び運営に関する業務にあたる。
- 4 会長は邑南町長とし、会長は副会長を選任する。

(役員会)

第6条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会は、原則、年3回開催する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 役員会は、役員半数以上の出席を持って開催する。
- 4 役員会の議事は、出席役員過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによるものとする。
- 5 役員会は、顧問から運営等について助言や指導を受けることができる。
- 6 役員会は、アドバイザーを必要に応じて、招致し、提言を受けることができる。
- 7 役員会は、監事による会計監査をうけ、その結果について報告を受けなければならない。
- 8 顧問、アドバイザー及び監事は、会長が委嘱する。

(役員会の承認等)

第7条 役員会では、次のことについて協議し、承認する。

- (1) 学校運営の基本方針及び学校評価に関すること
- (2) 将来ビジョンにかかる事業及び会計に関すること
- (3) 部会の事業に関すること
- (4) 部会の改廃に関すること
- (5) その他会長が必要と認めること

(部会)

第8条 部会は本会の協働活動の場とし、別表2に掲げる部会において活動を行う。

- 2 各部会には、代表者を1名置く。

(事務局)

第9条 事務局は、矢上高校（島根県邑智郡邑南町矢上 3921 番地）に置き、事務を処理する。事務局員は会長が任命する。

- 2 事務局員は、運営マネージャー、教頭、事務長、主幹教諭、魅力化担当教職員、役場地域みらい課担当、魅力化コーディネーター、会計により構成する。
- 3 事務局には、運営マネージャーを置き、運営マネージャーは、会務を整理し、本会運営の統括的事務全般を担う。

(規約の変更等)

第10条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することはできない。

- 2 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の審議を経て会長が定める。

(年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

(経費)

第12条 本会に要する経費は、補助金、寄附金、自主資金等をもってあてる。

(会議の公開)

第13条 本会の会議の公開は、島根県情報公開条例（島根県条例第52号）第34条の規定を準用する。

2 本会は、会議の開催日について、矢上高校ホームページへの掲載等により周知に努める。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときはこの限りではない。

3 本会は、矢上高校ホームページに協議結果を掲載する等、情報の公開に努めるものとする。

附則 この規約は、令和3年3月1日より施行する。

附則 この規約は、令和4年4月1日より施行する。

別表1（第4条関係）

構成団体
邑南町
矢上高校
矢上高校PTA
矢上高校卒業生会
矢上高校地域応援団
邑南町教育委員会
羽須美中学校
瑞穂中学校
石見中学校
石見養護学校
邑南町商工会
邑南町進出企業会
JAしまね島根おおち地区本部
公立邑智病院
徳祐会
島根県教育委員会

別表2（第8条関係）

部 会
学習支援部会
進路支援部会
部活動推進部会
環境整備部会
寄宿舎生支援部会
生徒募集部会
会計事務部会

矢上高校と地域の未来をつくる会（コンソーシアム）役員等名簿

■会長

氏名	所属等	運営協議会	コンソ役員会
石橋 良治	邑南町長	○	○

■顧問

氏名	所属等	運営協議会	コンソ役員会
福井 竜夫	島根県議会議員		助言・指導
西川 修二	浜田市役所 旭支所長		助言・指導
石橋 純二	邑南町議会議長		助言・指導

■副会長

氏名	所属等	運営協議会	コンソ役員会
辰田 直久	矢上高校卒業生会 会長	○	○
駒川 一彦	矢上高校 校長	説明・聴取	○

■アドバイザー

氏名	所属等	運営協議会	コンソ役員会
作野 広和	島根大学 教育学部 教授		提言
赤坂 一念	島根県立大学 人間文化学部 教授		提言

■監事

氏名	所属等	運営協議会	コンソ役員会
森脇 義博	邑南町監査委員		会計監査
瀧田 均	邑南町議会議員		会計監査

■理事

氏名	所属等	運営協議会	コンソ役員会
寺本 英仁	矢上高校 PTA 会長	○	○
小泉 篤	矢上高校地域応援団 委員長	○	○
大橋 覚	邑南町教育委員会 教育長	○	○
松島 大吾	石見養護学校 校長	○	○
藤江 勲	羽須美中学校 校長	○	○
大崎 正和	瑞穂中学校 校長	○	○
木村 裕幸	石見中学校 校長	○	○
小泉 賢咲	邑南町商工会 副会長	○	○
水津 正三	邑南町進出企業会 会長	○	○
服部 幸信	JAしまね島根おち地区本部 本部長	○	○
日高 武英	公立邑智病院 副院長・事務部長	○	○
三上 博信	徳祐会 理事長	○	○
佐々木 玲子	島根県教育委員会 教育指導課 企画幹	○	○

■事務局

氏名	所属等
白石 絢也	(一社) 小さな拠点ネットワーク研究所
村岡 英子	矢上高校教頭
森脇 勲	矢上高校事務長
乙原 泰博	矢上高校主幹教諭
原 和志	矢上高校教諭
田村 哲	邑南町役場地域みらい課 課長
小笠原 淳	邑南町役場地域みらい課 課長補佐
上田 直明	邑南町役場地域みらい課 主任
奥村 真治	邑南町役場地域みらい課 主事
小林 圭介	矢上高校魅力化コーディネーター
清水 裕梨	矢上高校魅力化コーディネーター
柘植 久則	

運営マネージャー

会計